

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会役員選任規程

昭和61年3月28日  
規程第3号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第12条第1号の規定に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という。）の選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員を選任)

第2条 役員を選任については、役員に辞任又は欠員が生じたとき、あるいは任期満了日前に評議員会を開催し、選任について決議するものとする。

2 任期満了時の選任については、次の各号による役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、必要事項を審議することができる。

- (1) 選考委員会の委員は5人とし、評議員の中から選出する。
- (2) 選考委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、審議の結果を評議員会に報告し、役員を選任を行うものとする。

## (役員を選出区分)

第3条 理事は、おおむね次の各号の中から選出する。

- (1) 地域住民組織、民生委員・児童委員の代表者
- (2) ボランティア活動団体、社会奉仕団体の代表者
- (3) 社会福祉事業を営む団体の役職員
- (4) 関係行政職員
- (5) 識見を有する者

2 監事は、次の各号から1人ずつ選出する。

- (1) 財務諸表等を監査し得る者
- (2) 社会福祉事業について識見を有する者又は地域の福祉関係者

## (選任手続き)

第4条 前条各号の団体等から推薦され、就任を承諾する者は、選任される評議員会前までに就任承諾書を会長宛に提出しなければならない。

2 会長は、前条各号の団体等から推薦された者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、履歴書を徴するものとする。

## (就任日)

第5条 残任期間に就任する役員の就任日は、原則として選任された評議員会の終結の時とする。

## (中途退任)

第6条 役員がやむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、原則としてあらかじめ会長に書面で届け出ることとする。

2 役員は、定款第23条第3項に該当する場合、新たに推薦された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、昭和62年5月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。